

人事委員会規則四―五（職員の任用）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十七日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則四―五（職員の任用）の一部を改正する規則

規則四―五（職員の任用）の一部を次のように改正する。

別表第一高校卒業程度試験の項中「これに相当する職」の下に「（民間企業等における職務経験を要件とした試験により採用された者にあつては、この限りでない。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。